

令和5年度 第1回鴨川市子ども・子育て会議

日 時 令和 6年 1月 17日(水) 午後3時

場 所 鴨川市総合保健福祉会館 2階研修室

【出席者】

楠委員、立野委員、行沢委員、濱田委員、川名委員、岡野委員、石井委員

鴨川市：長谷川市長、鈴木市民福祉部長

学校教育課：福田主任指導主事

西条認定こども園：高橋園長

健康推進課：吉野保健師

子ども支援課：田中課長、刈込課長補佐、濱野子ども福祉係長、田村主査、高橋主査、
福山主査

【欠席者】

宮崎委員、河野委員、柘谷委員

【傍聴者】

なし

<次 第>

1 委嘱状交付(委員10名)

2 開 会

3 挨 拶

4 会長、副会長選出

5 議 件

(1) 鴨川市こども計画(第3期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)の策定等について

(2) その他

6 その他

7 閉 会

開会前の連絡等【子ども支援課：福山主査】

本日の流れの説明、配布資料の確認、傍聴人の確認、会議録音の承諾依頼 等

1 委嘱状の交付【長谷川市長から各委員へ】

3名(宮崎委員、河野委員、梶谷委員)欠席のため7名へ交付

2 開 会【子ども支援課：福山主査】

会議の進め方の説明

会議が成立した旨の報告

会議の開会宣言

3 挨拶【長谷川市長】

皆さん、改めましてこんにちは。

はじめに、すでにご承知のこととは思いますが、本年元旦に発生しました、能登半島を震源とした大きな地震で、大きな被害があり、亡くなられた方もいらっしゃいます。亡くなられた方に対して深くご冥福をお祈りしますとともに、また被害に遭われた多くの方々に対して、心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思っております。そして、一日も早く元通りの生活が出来るよう、皆さんとともにご祈念申し上げたいと思っております。

それでは、ご挨拶の方を申し上げたいと思っております。本日、令和5年度「鴨川市子ども・子育て会議」を開催しましたところ、このように関係団体の皆様方はじめ、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。御礼を申し上げます。また皆様方には日頃より、本市の子ども達のために、お力添えを賜っておりますこと、改めて心より感謝申し上げます。委員をお引き受けくださいました皆様方には快諾をいただいたということで、本当にありがとうございます。どうか、皆様方におかれましては、任期2年間ということではありますが、幼児期の教育、保育、地域の子育て支援の推進に、多角的な視点からご提言を賜りますようお願いを申し上げます。

ご案内のように国におきましては、昨年4月に「子ども家庭庁」が創設されまして、合わせまして子どもに対する施策として社会全体で総合的かつ強力で推進していくための、包括的な基本方針と致しまして「こども基本法」が施行されるなど、子ども・子育て支援は、大きな変容期を迎えているところだろうと、認識しているところでございます。

本市におきましても子ども家庭総合支援拠点と致しまして、子育て世代包括支援センターの機能に加えまして、妊産婦や子育て世代、子どもへの一環的な相談支援を行うこども家庭センターを、このふれあいセンターに設置することと致しまして、本年の4月の開所に向けまして、現在、施設整備の準備を進めているところでございます。ご理解をいただきたいと思います。

また、子ども医療費の助成につきましては、現在、15歳までを助成対象とし、全額無償とさせていただいておりましたが、本年の4月からは、18歳まで助成対象を引き上げることと致しました。いわゆる高校生まですべて医療費については無償ということで進めさせていただこうというところでございます。

本市と致しましても、結婚してから妊娠、そして出産、子育てなどをライフサイクルに応じました、切れ目のない支援を行うことが大変重要であると認識しているところでございまして、子ども医療費の助成や学童保育への支援をはじめ、そして児童虐待防止対策、あるいは育児相談、各種健診の実施など、出産や子育てに関する心身のケア、幼児教育・保育の充実に努めて参りますので、皆様方におかれましては、これまで培われましたいろいろな知見と経験によりまして、引き続き本市の子育てのことに對しまして、お力添えを賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

議事の詳細につきましては、この後、今日は聞くところによりますと、説明が長くなると言いますようか、先ず始めに説明をさせていただくというのが主となっているようでございますので、これらにつきましては後ほど事務局から説明させますので、皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、そしてまたこの後続いて、何回か会議があるようでございますので、引き続きその時には皆様のご意見を頂戴して、そしてまさに子育てに対するいろいろなご意見を、鴨川市としてやらなければいけないことをしっかりと、私共も耳を傾けて参りたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

以上、いろいろ申し上げましたが、挨拶とさせていただきますので、この会議、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

委員紹介【子ども支援課：福山主査】

福山主査から各委員及び市の関係者並びに職員を紹介

4 会長・副会長選出【座長：長谷川市長】

会 長：立野慶子委員

副会長：濱田勝久委員

立野会長及び濱田副会長からの挨拶

5 議 件

福山主査

それでは、議件に入らせていただきます。

設置条例第5条第1項に、会長が議長になることが規定されておりますので、議長職を立野会長にお願いしたいと存じます。

それでは立野会長、よろしくお願ひします。

立野会長

改めまして議長の立野でございます。本日の会議、よろしくお願ひ致します。

本日の会議につきましてはお手元にお配りしております、会議次第により進めさせていただきますのでご了承をお願いします。

なお、先ほど、ご承認いただきましたとおり、会議は公開となっております。会議録を作成する

ために録音をさせていただきます。

次に、会議録の確認をしていただく委員をはじめに決めさせていただきたいと思いますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

それでは、会議録の確認は委員名簿の順番でお願いしたいと思いますので、今回は、楠清美委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、確認の方法に関する詳細は、後日、事務局の方から楠委員へ連絡をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。

はじめに、議件の1『鴨川市こども計画(第3期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)の策定等について』説明をお願いします。

なお、質疑等につきましては、説明が終わりましたら、時間を設けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは事務局、お願いします。

濱野係長

子ども支援課の濱野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご説明させていただきます。

鴨川市こども計画(第3期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)の策定等について説明致します。

まずはじめに、これまでの鴨川市子ども・子育て支援事業計画の経過について、簡単に説明致します。

平成24年8月に子ども・子育て関連3法、この3法は「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(通称:認定こども園法)の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」以上の3法が成立・公布され、子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度から本格的にスタートした子ども・子育て支援新制度の趣旨に則るとともに、それまで本市が取り組んできた子育て支援の取り組みをより一層充実させながら、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、住民・地域・企業・市が協働し地域全体で子育てを支え、地域社会の中で子どもが健やかに成長していける環境を創り出すことを目的に、「第1期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、令和元年度までの5年間を計画期間として、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援を総合的かつ計画的に推進して参りました。

この5年間では、認定こども園への移行などにより、それまで以上に子育てをしやすい環境が整う一方、母親の就業率の上昇や幼児教育・保育の無償化等による保育ニーズの増加、子育てに対して不安を抱く保護者が増加するなど、引き続き子育て世代への様々な支援が求められました。

全国的に各種子育て支援策が充実する一方で、児童虐待の事例はさらに増加し、子どもの権利が保障される環境づくりについては、社会全体が認識を新たにしなければならない局面が到来し、これに対し、国は児童福祉法の改正を行っており、平成28年には児童が権利の主体で

あることを改めて明確にし、平成 31 年には親権者などによるしつけ名目の体罰禁止や児童相談所の体制強化を位置付けています。

このような社会環境の変化を踏まえ、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援するという視点を継承し、本市の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として、平成 24 年 8 月公布の子ども・子育て支援法第 61 条に基づいて「第 2 期鴨川市子ども・子育て支援事業計画」を令和 2 年 3 月に策定し、令和 6 年度までの 5 年間を計画期間として取組を推進してきました。

以上、ここまでが現行計画までの経過となります。

次に、鴨川市こども計画(第 3 期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)の策定に当たり、新計画の根拠法でありますこども基本法について説明致します。

資料 1 の 3 ページをご覧ください。

これまで、子どもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少、児童虐待に関する相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く深刻な状況であり、これまで諸法律に基づき進められてきた、子どもに関する様々な施策を総合的に推進することを目的として、こども施策に関する基本理念や基本的な事項を定めた「こども基本法」が令和 5 年 4 月 1 日に施行されました。

続きまして、資料の 4 ページをご覧ください。

こども基本法第 5 条において、地方公共団体には、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体と連携を図りつつ、その区域内における子どもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務が明記されました。

続きまして、5 ページをご覧ください。

第 9 条第 1 項において、政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めることとされており、令和 5 年 12 月 22 日に「こども大綱」が閣議決定されました。

続きまして、6 ページをご覧ください。

第 10 条第 2 項において、「市町村は、国が定める「こども大綱」及び都道府県が定める「こども計画」を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての『市町村こども計画』を定めるよう努めるものとする」としています。

第 9 条において、国が「こども大綱」に記載しなければならない事項を定めており、こども施策に関する基本的な方針、重要事項に関するもののほか、少子化対策に関すること、子どもや若者の育成支援に関すること、子どもの貧困対策に関することについて、必要な事項を掲げることとしています。また、第 10 条第 5 項において、この少子化対策、子どもや若者の育成支援策、子どもの貧困対策に関すること及び他の法令により市町村が作成する計画のうち、こども施策に関する事項を定める計画を一体のものとして作成することができるとしております。

そのため、本市においては、国のこども大綱及び県のこども計画を勘案した各種個別計画として「第 3 期子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、「子ども・若者計画」等を包含する「鴨川市こども計画(第 3 期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)」を策定することとしました。

資料が飛びまして、14 ページをご覧ください。今、申し上げました計画のイメージを図で示しますと、現行の第 2 期計画につきましては、資料の中央にあります 2 本型と書かれているもののうち

右側、子ども・子育て支援事業計画と書かれておりますけれど、次世代育成支援行動計画を包含した子ども・子育て支援事業計画となり、今後策定する新計画につきましては、一番右側にあります「子ども計画1本型」という形で作成することとなります。

資料戻りまして、8ページをご覧ください。

子ども基本法第11条において、「地方公共団体は、子ども施策の策定・実施・評価するにあたり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるための措置を講じなければならない」としており、現行計画を含むこれまでの計画では、保護者や関係者からのニーズや意見聴取のみであったものから、直接子どもの意見を反映させるものとなりました。

本日は参考資料と致しまして「子ども基本法」の全文、子ども家庭庁作成の「子ども基本法とは」というパンフレット、そして12月22日に閣議決定されました、「子ども大綱」を配付しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして、資料の2をご覧ください。鴨川市子ども計画(第3期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)作成スケジュールでございます。資料2では、今年度から来年度の策定までスケジュールを示しており、新計画は、令和6年度中に策定することとしております。新計画の策定に当たっては、コンサル業者からの支援を受けることとしております。スケジュールの表の下から2行目にありますとおり、来年度は4回の会議を予定しております。

続きまして、このスケジュールのうち、ニーズ調査に関する部分の説明をさせていただきます。

資料の3をご覧ください。

1の目的として、ニーズ調査は、鴨川市子ども計画(第3期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)の策定に当たり、事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、実施するものです。

次に2の調査の実施方法等ですが、調査対象は、未就学児童の保護者及び小学生児童の保護者です。未就学児童の保護者につきましては、未就園児童と就園児童に分けて行います。

サンプル数につきましては、未就学児童の保護者は800、小学生児童の保護者は1100を想定しております。就園児童につきましては、園を通じた直接回収とweb回答を併用し行う予定です。未就園児童と小学生児童の保護者は、郵送とweb回答を併用し行う予定としております。

調査内容につきましては、未就学児童の保護者へは、国の基本方針やモデル調査票案を基に、本市独自の設問を加えることとし、小学生児童の保護者へは、第2期子ども・子育て支援事業計画で実施した調査を基に、現在の課題や社会的変化などを踏まえ、委託事業者と詳細を調整したいと思います。調整ができましたなら、その内容を委員の皆様へお示ししたいと考えております。

以上のニーズ調査につきましては、今年度中に行う予定としております。

参考資料と致しまして、現計画策定に当たり実施したアンケートを2種類、就学児童の保護者向けと未就学児童の保護者向けのを配布させて頂いておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

来年度の予定となりますが、4のその他をご覧ください。現状の分析と課題の整理等の現行計画の評価を行い、ニーズ調査の結果を踏まえ、需要量の推計・目標量の検討を行って参ります。検討に当たっては、支援ニーズに応えるための地域の資源量及び今後必要となる資源量を把

握するために、関係団体等を対象に調査を実施します。

また、小学校5年生及び中学2年生を対象とした子どもの意見聴取を実施することを予定しております。こちらのサンプル数はそれぞれ500を想定しております。

以上のような調査に基づき計画の素案を作成し、本会議において委員の皆様へ審議・検討いただき、必要に応じて補正、修正し、最終的にはパブリックコメントを経て、令和7年3月の策定を予定しております。

以上、簡単ですが、鴨川市こども計画(第3期鴨川市子ども・子育て支援事業計画等)の策定等についての説明とさせていただきます。

立野会長

ただ今、鴨川市こども計画の策定等に関する説明がありましたが、質疑、ご意見、ご提言等がございましたら、発言をお願い致します。

なお、この後、発言される方につきましては、挙手をしていただき、議長の指名を受け、ご自分の氏名を名乗ってから発言されますようお願いいたします。

それでは、何かご意見、ご提言ございますでしょうか。

刈込課長補佐

子ども支援課の刈込です。よろしくお願いいたします。

今の説明の中で、ニーズ調査につきまして、少し補足をさせていただきたいと思います。

資料3をご覧くださいと思います。資料3の3番目の調査スケジュールのところになりますけれども、先ず、5年度と致しまして、1月下旬から2月中旬までの間に調査票の検討と作成ということですが、ここにつきましては参考に付けさせていただきました前回の調査が基本になってくる部分でございますけれども、新たに子ども基本法の関係も出てきていますので、そういったところを加味しまして、調査の内容、項目等の変更をさせていただきます。これにつきましては、委託業者、計画策定の為の支援ということでコンサルをお願いしておりまして、先ず、たたき台を作ってくださいまして、皆様にたたき台をご覧くださいまして、こういったものが必要じゃないかとか、こういったものも入れてとか、ここは要らないとか、そういうご意見をいただいた上で、最終的な調査内容を固めさせていただきたいと思っております。これが2番目の意見聴取になります。

ここに書いてございませんけれども、5年度につきましては、この会議1回ということで、少し予定を空けていただいておりますが、このニーズ調査というものが、まず計画を作っていく為の重要な部分になってきますので、皆さんに見ていただいて直接意見交換をさせていただきたいと考えております。第2回を令和5年度中、2月15日の午後3時から、ニーズ調査の内容、設問の意見交換をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

その後ですが、2月下旬から3月中旬にかけて、調査を実施します。Web調査というのを、前はなかったですが、こちらの方も市で現在使っているロゴフォームというWeb調査のシステムがありますので、そういったものも利用させていただきながら、なるべく皆さんに負担にならないような形で調査が実施できたらいいなと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

その後、令和6年度になりまして、4月中旬に中間報告。その後、5月末から6月上旬で調査の実施結果、報告書のとりまとめとなっております。以上の形でニーズ調査を進めて参りたいと思います。また、その後ですけれども、先ほどの4のその他でありましたが、市内の小学生、中学生の意見聴取であったり、それから関係団体等などへの調査も実施していきながら、この子ども計画、第3期鴨川市子ども・子育て支援事業計画を、とりまとめて参りたいと思いますので、よろしく願います。

立野会長

そうですね。アンケート、前回のものですね。これからアンケート調査を行うということで、意見を盛り込む為に、結果が出ないことには先に進めませんので、また、今回は子どもの意見を反映するというのがあるって、その子どもの意見を聴取もしていくことになります。

他にご質問あれば、よろしいですか。

それでは、鴨川市子ども計画の策定等につきましては、ご了解をいただけますでしょうか。

各委員

はい

立野会長

それでは、ただ今の件は、ご了解をいただいたものと認めます。

続きまして、議件の2、その他となります。

はじめに、事務局から子ども家庭センターについての説明があります。

では事務局の方、願います。

田中課長

それでは資料の4、A3の紙になるのですが、図面が入っていますが、それをご覧いただきたいと思います。

先ほど、市長の挨拶の中にもありましたが、仮称ですが、「鴨川市子ども家庭センター」について少しお時間いただいてご説明をさせていただきます。

国の子ども家庭庁では改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能に加え、すべての妊産婦、子育て世代、子どもへの一体的な相談支援を行う機関として、子ども家庭センターの設置について、各地方自治体に努力義務を課しております。

このようなことから、本市と致しましても、母子保健、児童福祉の連携強化の一層の推進とともに、新たな子ども子育て支援の拠点として、現在、鴨川市総合保健福祉会館、元のふれあいデイサービスセンターの跡地を改修し、子ども家庭センターを現在整備しているところです。

図面の方で説明をさせていただきますが、図面の左側が改修前の図面となっております。右側が改修後の図面となっております。この平面図により、①～⑦の各居室について簡単にご説明させていただきます。

改修前の図面の①、食堂と表記されておりますが、この食堂兼日常生活訓練室が、改修後ではプレイルームとして、乳児向けの遊具やおもちゃで遊べるほか、乳幼児と保護者の交流スペースとして整備をします。

次に改修前の図面の の厨房は、授乳室として授乳のほか、乳幼児や保護者の休憩等が可能なフリースペースとして整備して参ります。

次に、改修図面の の休憩室は相談室1・2として、2つの相談室を設け、子どもの様々な悩みや、保護者の困りごとについて専門職と相談が出来るスペースとして整備し、 の洗濯室及び の便所をトイレとして整備します。

次に、改修前の図面の の事務所は、既存のまま職員の事務室として使用して参ります。

最後に改修前の図面の の浴室・脱衣室につきましては、脱衣室の一部を通路として整備し、浴室などは今後どのように利用していくか検討していく予定となっております。

次に、開設後の具体的な業務を申し上げさせていただきますと、子ども支援課の業務からは、ひとり親家庭の方の経済的自立支援をするための貸し付け相談や、家事や育児の相談、親子関係や子どもの不登校など相談やアドバイスを行っていきます。また、虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童の早期発見や、適切な保護を図るために設置しております要保護児童地域対策協議会の事務局を担う児童相談所や警察署等の関係機関との情報共有、調整や地域における子育て支援の把握、連携体制の構築を迅速かつ適切に対応していくと考えています。

また、健康推進課の業務からは、妊娠届出時の母子健康手帳の交付や出産後の乳児家庭全戸訪問事業による相談支援等の取組みに加え、経済的支援として行っております、出産子育て応援事業による出産子育て応援給付金の支給などの業務や乳幼児検診や歯科口腔保健事業等を行う予定となっております。

このように、こども家庭センターはすべての妊産婦等、子どもや保護者などの子育て世帯の総合窓口となり、相談支援に取り組んで参りたいと考えております。

皆様が安心してご利用できるような「こども家庭センター」を目指して参りますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

立野会長

今、田中課長からこども家庭センターに関する説明がありましたが、何かご質問等、ご提言等がございましたら、発言をお願い致します。

今、ちょうど下の方を工事をしているところですけども、いかかでしょうか。
楠さん、何かありますかね。

楠委員

私は今日この計画を初めて知りました。そういったことがこれから企画、実行していくんだなということで、すごく興味を持ったんですけど、これは妊産婦の方だけですか。それとも普通に子育てを中心とした、何歳までと言う区切りはあるんでしょうか。

立野会長

という質問ですが、事務局いかがですか。

田中課長

基本的には未就学児を考えております。キャパが、そこまで広くないので、大きい子が来て走り回ったりすると、小さい子とぶつかってしまうとか、そういうことも考えられますので未就学児、5歳ぐらいまでのお子さんが遊べるような部屋にしたいと考えております。

楠委員

定員としてはどのくらいなんですか。定員というか、1日どのくらい。

田中課長

広さがこの研修室くらいしかないと思いますので、10組とか15組くらい、親子で来た場合そのくらいが精一杯なのかなと想定しております。

楠委員

事前予約とかなにかこう。

田中課長

事前予約はないです。来ていただいて、自由に遊んで行っていただくということで。

この研修室と同じ木の床だったのですが、その部屋は、もうちょっとクッションがある、子どもが裸足で走れるような床に改修して欲しいと要望を出して、直していただいているんですが、あと先ほども申し上げました、おもちゃとか絵本も置いて、そこで寒い日とか、熱中症アラートが出てる暑い日に涼んだり出来るようなことも考えております。

楠委員

ありがとうございます。

立野会長

他になにかありますか。石井委員どうでしょうか。

石井委員

私もはじめて知りましたが、とても良いと思います。

田中課長

議長すみません。遊ぶ場所につきましては、今、未就学児とお話しさせていただいたんですけど、相談、例えば、学校に行けないとか、家でご両親から暴力を受けているとか、そういう相談につきましては高校生でも、中学生でも、小学生でも、うちの方の相談員と相談できるような相談室

も設けてありますので、その場合はそういう方も利用していただけることになります。

立野会長

私の方からいいでしょうか。今、こども園とかに子育て支援室ってありますよね。それとは別の扱いってことですか。

田中課長

今、市内に認定こども園 OURS を含めまして、4カ所。江見認定こども園、長狭認定こども園、天津小湊認定こども園で子育て支援室を開いているんですが、子育て支援室とはまた別で、子育て支援室は未就園児の子どもさんと親子で来れる施設となっており、園の先生が相談に乗っています。こども家庭センターについては、うちの方の相談員が相談に乗ったり、遊んでいただいたりと、支援室とははまた違うんですが、西条認定こども園には支援室がないので、ここで遊んでいただければなと思います。

田村主査

子ども支援課の田村です。

子育て支援室との違いですと、対象年齢が違ってしまっていて、子育て支援室の場合は、まだ入園していない未就園の0歳～3歳児までのお子さん達が対象となります。こども家庭センターの方は、何歳でも、お子さんであれば相談に乗ることができる、そういうふうになっております。

立野会長

はい。

長谷川市長

よく100ヶ月の巣立ちのビジョンなんていう言葉を皆さん聞かれたことがありますかね。出産前から100ヶ月間の子ども達、あるいは保護者の皆さん方の、相談できる場、あるいは子ども達が遊んだり出来る場、私は通称「こども館」なんていう名前呼びたいなと思っていたところなんですが、誰もが自由に来て、お母さんと一緒に、あるいはお父さん、おじいちゃんと一緒に来て、いろんな遊びなり、あるいは友達と色々な話が出来たり、おもちゃで遊んだり、あるいは子育てに関する相談事、いろいろな悩み事はあるだろうと思います。『なかなかうちの赤ちゃん、ハイハイが出来ないけれども、どうしたらいいんだろう』とか、そういうような相談事も、しっかりとそこで担当の専門職の者が相談に乗ることは出来ますという様な場を設けさせていただきましょうという事で、この下に作ったところであります。今、作ってる最中なんですけど、そういうお部屋にしたいなと思っているところでありまして、小学生に上がるまでの間の子どもたち、あるいは親達の相談事、あるいは子どもたちの遊んだり、コミュニケーションをはかるための場として、居場所の提供をしたいなと、思っています。ですから、定員が50人だから50人まで、ということよりも、むしろ来た人がどんどんそこで遊んだりして、また時間が来たら、帰ったりすることも出来るだろうし、自由に出入りできますよ、こういう様な、学校のように何時から何時まで、何人定員でというような区切りはできるだ

けしたくないなと思っています。ですから、繰り返すようでございますが、いろんな悩み事だとか、あるいは子ども同士の、やはりひとりっ子の方もいらっしゃるでしょう、そうした時にはお友だちと一緒に、こども園に上がる前までの、いろんな遊びなんかはそこで出来ますよ、この様な子どもの居場所を作ってあげることが出来たらいいな、そんな思いで場所を作りました。

今回、残念ながらそこまで行かなかったんですけど、外へ出て遊び、芝生の上を自由に駆け回ったり出来ればいいなと思ってたんですけども、それは少し叶わないんですね。しかし、外に空気を吸いに行くことぐらいは出来るだろうと思いますが、原則的にはお母さんや、お父さんあるいはおじいちゃん、おばあちゃん、保護者が何らかの形で付いているってことが原則になるだろうと思いますが、子どもの居場所を確保したい、このような願いで今、整備を急いでいるところであります。

立野会長

はい。ありがとうございます。

長谷川市長

保護者いないといけないんだよね。

田村主査

そうですね、はい。家庭センターの場合は、主にお母さんやお父さんと遊びに来ながら相談が出来るというのが、ひとつの特徴かと思っておりますので、特に未就学のお子さんですと、子どもたち同士で遊びに来るといよりは、保護者の方と一緒に来て、親御さんが相談に乗ってもらい、お子さんはその場で遊びながら、楽しくお待ちいただくというようなことになるかと思っております。以上です。

立野会長

そこでは常時、保育士というか指導員とか、そういう方が常時いらっしゃるということでもよろしいですかね。

田中課長

事務室に職員が数名待機というか、職員を置くような体制を取りたいなと考えておりました、これからその体制を作っていくということになっております。なので常時誰かしらは隣の事務室にいるということになります。

長谷川市長

いつも隣の事務室にいるにしろ、皆さんが来たら一緒になってご相談に乗ってあげられる、このような環境は整えておきましょう、ということだと思います。どういう人間を何人配置するかについてはちょっと今検討しているところでございまして、またそれらは場合によってはニーズに応じて配置は考えていくことが出来ればいいなと考えております。

立野会長

はい。ありがとうございました。

長谷川市長

ただ、繰り返すようでございますけれども、「ちょっと子ども預かってちょうだい。私は買い物に行きたいから。」ということは、少し難しいのかなと。あくまでも保護者が一緒について、遊ばせるなり、あるいは遊んでもらうなり、相談に乗ったり、絵本を一緒に読んだり、そのような子どもたちの館と言いましょか、こども館と言いましょか、そのような雰囲気です捉えていただければありがたいなと思います。

それから今、楠さんにおしゃっていただいたように、まだまだ十分に、これらを鴨川市が今やろうとしていることは知られていないですから、今後しっかりと周知がはかれるようにPRと言いますか、発信はしていきたいなと思います。

立野会長

他に何かご意見いかがでしょうか。

ということで、ちょっと伺ってはいかがかなと思います。行沢先生いかがですか。

行沢委員

とてもいいことだと思います。やはり親御さん、小学生を学童で見てるんですけど、相談できない事とか、どうしていいのかわからないお母さんや、お父さん結構いらっしゃいますので、こういった集まれる場所、小さい子もそうですし、ちょっと大きい子も相談出来るということなので、とってもいい場所だなと思って、すごく楽しみです。

立野会長

はい。ありがとうございます。

長谷川市長

私はむしろ、専門家ではありませんが、お母さん同士、あるいはお父さん同士、保護者同士が、やはりコミュニケーション、相談事というのがあるだろうと思っております。専門家に相談するよりも、「あなたはどうか」「うちの子がこんな行動をしているんだけど・・・」「どうだろうね。」など、そうしたコミュニケーションが図れるような場としても活用してもらおうと良いのでは、と思います。

立野会長

はい。ありがとうございます。

長谷川市長

それから、今回、こども家庭庁で、このような建物・場所・環境を、各市町村・自治体は整えまし

よう、というようなことは言っていますが、もちろん安房の中でははじめて、今回鴨川市で作らせていただくということでございます。もちろん、県北の方では、大変子どもの人数が多いところでありますから、いくつかのこうしたこども館ですか、あるようでございますが、今回、安房の中でははじめてこうした居場所を作らせていただくということであります。

立野会長

そういうことだそうです。岡野先生いかがでしょうか。

岡野委員

昨年まで小学校の方に勤めておりましたが、やはり子どものこと、子育てのことで悩みがある保護者がたくさんいて、なかなか気軽に相談できるところがなくてということで、孤立をしているお母さんなどをよく見かけましたので、気軽にこういうところに子どもを連れてきながら相談を、子どもをその時に預かっていただけるのを聞いて、良い施設が出来そうだなと思いました。

少し話がそれてしまうかもしれないのですが、子育て世代のママさん達は、鴨川市は公園類、子どもが外で遊ぶ公園が、ちょっと充実していないので、先ほど市長の方からお話があったとおり、外で遊べるようなものが今後出来ていったらより子どもを産んで育てようという気持ちも、また湧いてくるのかなというふうに感じました。以上です。

立野会長

そうですね、公園っていうのはちょっと少ないかなとは感じています。

長谷川市長

私は、ここで生まれてここで育ったものですから、鴨川市中が、公園かなと思っているんですけど、今のお母さん、お父さんに見ればそうはいかないだろうと思います。

今、出来る限り、準備をしているところでございまして、また、少し明らかにすることは出来ませんが、ある場所を確保して公園的な形で街中の子どもたちが、あるいはお母さんと一緒に子育てをしながら楽しめるというか、過ごせる場所を確保していくことが出来ればいいなと、今思っているところであります。

私の思いは、やはり、若いお父さん、お母さん達が、子育てをしっかりとしながら、働きながら、しっかりと子育て出来る環境を整えることが出来ればいいなと、そういう意味で24時間保育を、OURS がやられているんですけど、できるだけそれに沿う形で、公立こども園等も預かり保育だとか、させていただいているところでありますが、出来るだけ子どもたちがのびのびとこの街で暮らすことが出来れば、「鴨川に越してこようかな、医療費もタダだってよ。」タダって言い方おかしいんですけど、少なくとも鴨川市は中学3年生まで医療費無料、これをやったのはこの安房の中では初めてだったんです。そして今回、高校生までも拡充をさせていただいたところでございますので、出来る限り、子どもたちに手厚くと言いましょか、遊べる環境、あるいは住んでいただける環境をしっかりと整えていくことが出来ればいいな、この様な考えを持っているところでございますので、それにはまさにこれからの計画、どんな子どもたちが育てられる環境、鴨川の街を

作っていったらいいのかなというのが第3期の子ども計画、第3期の子ども・子育て支援事業計画になっているわけですので、そこに皆さんの声をお聞かせいただきたいというのが、この会議の本旨でございます。

従いまして、鴨川市で子育てするんだったら、今、岡野先生がおっしゃっていただいたように、公園がもっと欲しい、あるいはブランコがもっと欲しい、あるいは子ども達が自由に遊べる場所が欲しい、そのような計画を、この中に盛り込む事が出来たらいいなと思っておりますので、是非皆さん、声を聞かせていただければ、大変ありがたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。そういう意味では、先ほどアンケート、ニーズ調査のことが出ましたけれども、皆さんからの質問項目も考えていただいたらどうだろうかと思っております。今、鴨川市で子育てするうえで、一番必要なものは何か、何を行政としてやってもらったらいいのか、ということがしっかりと調査から明らかになるような、そうした調査であればいいなと思っております。確かに、専門業者にお任せ、お願いするところはあるんですが、中身は私たちが作っていくべきものですから、その辺のところをよろしくお願い致します。

立野会長

それでは、皆さんに聞いているので、川名委員、お願いします。

川名委員

先ほどのご説明の中にありましたけれども、保護者が相談できる場所作りっていうのは、今後、鴨川市にとっても子育てしやすい街づくりの一つかなと思っております。

私、OURS に所属しておりますが、こども園教育・保育の質と量の、量の方ですが私の方も24時間365日というところがございますけれども、なかなかそのサービスを利用できるお子さんっていうのは入園をしないと利用できないというところで、入園出来ないお子さんのご家庭のフォローというところが、非常にこども家庭センターというところが重要になるかなと思っておりますので、大いにこういう事業の展開を望んでおります。

立野会長

いいですね。

濱田委員いきましようか。

濱田委員

特別、質問とかそういうのはないですけど、まだルール作り、箱作り、そういう段階なんでしょうから、これからの事業展開によって変わってくるんでしょうから、それはこれからの課題なのかなと思います。箱なんかは出来ているので、あとはアクセスまで考えてあげないと、利用する人間がどう来るのか、子どもがいる状態で、自転車で来るのか、車で来るのか、あるいはバス。まさか、タクシーっていったって使わないでしょうから。そこまでちょっと考えてあげなくちゃいけないかなというふうにちょっと思いましたが、これから展開次第だと思ってます。

立野会長

交通手段、気になりました。車を運転する方ばかりじゃないだろうし、車がない方もいらっしゃるであろう、未就学のお子さんを連れながらここまで来るっていう手段を少し考えていただけたらな、とは思います。

濱田委員

夏場なんかベビーカーおして…。

立野会長

暑い中ね、ちょっと厳しいですね。バスの運行も変わるようなのでね。その辺がちょっとあるといいかなと感じます。

長谷川市長

そうですね。箱物を作って魂を入れず、なんていうことになってしまうと、いかがなものかなと思いますので、その辺のところはまさに歩きながら、歩きながらって言い方おかしいんですけども、みんなで一緒に考えながら動いていくことが出来ればいいなと。最初からすべて綺麗に揃ってよーいドンではなくして、少しずつ少しずつ皆さんと検討していきながら、まさにこの子ども会議ですか、そこの皆さん方の意見を聞かせていただきながら作り上げていくことが出来ればいいなと思います。

2年間ということですから、この4月からこども家庭センターは、皆さんと一緒に考えていくことが出来ればいいなと思っています。

立野会長

そうですね。委員会があったときに、ちょっと見学とか出来ればありがたいかなと思いました。他にご意見等、ご質問ございませんでしょうか。大丈夫ですかね。

では、特にないものと判断しまして、事務局におかれましては、本日のご意見等の対応につきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、予定されました議件の審議が全て終了しましたので、これを持ちまして私の議長としての職務を終わらせていただきたいと思います。

皆さん、ご協力ありがとうございました。進行を司会に戻させていただきます。

福山主査

立野会長、ありがとうございました。

それでは、次第の6、その他となりますが、事務局からありますか。

刈込課長補佐

それでは1点、事務局から、お話をさせていただきます。

先ず、皆様方もご承知かもしれませんが、現在、教育委員会におきまして、「学校適正規模等

検討委員会」というのが開かれております。この委員会の中で、鴨川地区の小学校それから市立の認定こども園、こちらの今後の適正配置の検討が行われています。

この委員会におきまして、答申というのを本年の3月迄に市の方に皆様からのご意見をいただく予定となっております。今後、またこの答申、今現在ですと詳しいお話はまだ出来ませんので、答申をいただきましたならば、またこの会議におきましてご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

福山主査

それでは、次回の会議の日程につきましては、先ほど事務局から説明がありましたが、2月15日(木)午後3時から、ふれあいセンター2階 母子保健室、こちらのお部屋ではなくて、別の部屋になるんですけれども開催しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上を持ちまして、「令和5年度鴨川市子ども・子育て会議」を閉会と致します。

本日はお疲れ様でございました。

本会議の内容を確認したので署名する。

令和6年2月22日

会議録署名人 楠 清美